



佐伯市議会

政策立案等の実施に関する指針



令和6年 12 月策定

1 指針策定の背景・趣旨

本市議会では、佐伯市議会基本条例(平成 22 年佐伯市条例第 47 号。以下、「基本条例」という。)第 12 条において、議会機能の強化に関し「議会は、市長等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言(以下「政策立案等」という。)に関する議会の機能を強化するものとする」と規定しています。また、同条第 3 項では、一般質問等における提言内容等を具現化するための組織として「政策研究会」がうたわれており、これまで複数の政策立案等に取り組んできました。

そのような中、令和 3 年度に、制定後 10 年以上が経過した「基本条例」の検証を行った結果、常任委員会における「政策提言及び政策立案等の強化」が課題項目の一つに示されたため、先進地の事例等を参考に本指針を策定し、今後、常任委員会において政策立案等を推進するための一助として期待するものです。

【政策立案(政策条例)の根拠】

地方自治法

第百十二条 普通地方公共団体の議会の議員は、議会の議決すべき事件*につき、議会に議案を提出することができる。但し、予算については、この限りでない。

*第九十六条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

一 条例を設け又は改廃すること。

2 指針における用語の定義

(1) 政策立案

市政における課題の解決や住民福祉の向上を図るために必要な政策に関する条例案を議会に提案すること。

(2) 政策提言

市政における課題の解決や住民福祉の向上を図るために必要な政策を提言書としてまとめ、市長等に対しこの提言書をもって提案すること。

3 政策立案等の進め方・手法

(1) 常任委員会における調査研究テーマの設定

議会報告会での意見、市民からの請願や陳情、日常の議員活動などから常任委員会として調査するテーマを選定します(1～2項目程度)。

(2) 常任委員会における調査期間

委員の任期内とします(1年半程度)。

(3) 常任委員会での調査研究方法(課題に応じて以下から対応)

- ・ 執行部からのヒアリング及び執行部への質疑(確認)
- ・ 議会モニター、業界団体等からのヒアリングや意見交換(懇談会)
- ・ 議会報告会での意見交換
- ・ 現地視察、現地調査
- ・ 先進地視察
- ・ 参考人の招致
- ・ 公聴会の開催
- ・ 有識者等の専門的識見の活用
- ・ アンケート調査
- ・ その他、効果的と認められる方法(委員会間での議論、討議など)

上記(1)～(3)は、指針として標準的な例を定めるものであり、設定テーマ数、調査期間などは、内容に応じた運用として差し支えないこととします。

なお、本市議会においては、「議会報告会」及び「議会モニターとの意見交換会」を定期的に実施していることから、それらを政策立案等に組み込んだ以下のスケジュールが考えられます。

<1年目> 5月：テーマ協議、6～7月：調査研究、10月：先進地視察(テーマ中心)、11月：議会報告会にて市民意見聴取、1月：議会モニターとの意見交換、2～3月：とりまとめ

<2年目> 5月：議会報告会(必要に応じとりまとめた内容に対する市民意見聴取)、8～9月：視察準備・1年目のテーマを報告・提案、10月：先進地視察、1月：議会モニターとの意見交換にて次回テーマ案を収集、2～3月：委員改選に向けた申し送り事項等整理

<3年目> 5月：議会報告会にてテーマ収集、6月：テーマ協議、7月：調査研究、8～9月：視察準備(必要に応じ調査研究)、10月：先進地視察(テーマ中心)、1月：議会モニターとの意見交換、2～3月：とりまとめ

<4年目> 5月：議会報告会(必要に応じとりまとめた内容に対する市民意見聴取)、5～8月：1年目の提案に対するフォローアップ、9月：3年目のテーマを報告・提案 ※視察については必要に応じて実施する。

(補足①)議会報告会等はテーマ案の収集や委員会の提案等に対する市民意見聴取の場と捉える。

(補足②)予算の確保が必要な場合を想定し、提言等の実施は9月とする。

(4) 常任委員会における素案作成

調査研究を通じ、政策立案等の必要性を協議し、必要と判断した場合は、政策立案(政策条例)、政策提言の素案を策定します。

政策立案等のうち、実施に予算(財源)の確保が必要なものや、市が策定する各種計画に盛り込む(掲載する)必要がある場合は、実現性を高めるため、素案作成段階で執行部側の実務者レベルでの協議を行うことが望まれます。

＊調査研究の結果、政策立案等を行わずに終了する場合があります。

【実効性確保に向けた執行部との協議】

議会からの政策立案等を執行するのは執行部となります。

このため、政策立案等は、執行部側から見ても実現性のある内容とすることが望まれますが、議員の全てが行政の諸制度に精通しているとは限らず、この点において、実現性があるか否かの判断が困難な場合も想定されます。

そこで、素案作成時点において、その政策を所管する部局等との協議を経ることで、実現性が高く、より効果的な政策になることが期待されます。

なお、ここで述べる執行部との協議は、**委員会単位**で行うものであり、議員個人が、個々の職責を果たすために行う執行部への聞き取りや助言は、議員個人の判断で実施するものとします。

(5) 調査結果の情報共有、素案の深堀

全員協議会に常任委員会での調査結果と政策立案等の素案を報告し、議員全員で情報共有を行うとともに、内容に対する質疑や意見を聴取することで、課題や論点を洗い出し、多角的な検討を行います。

(6) 最終案の確定

各常任委員会において、全員協議会での意見等を踏まえた素案の改正を行い、常任委員会での採決をもって決定とします。

【パブリックコメントの実施】

政策立案(政策条例)のうち、市民生活に大きく関わるものについては、「佐伯市議会の所管に係る市民意見提出手続実施要綱」に基づき、市民の皆さんに素案を公表して、意見、課題、問題点、情報等をいただくとともに、それらを考慮した上で決定していくことを基本とします。

また、寄せられた意見については、議会(提案者)としての考えを公表することとします。

(7) 政策立案の提案、政策提言書の提出方法

① 政策立案(政策条例)

議員発議(発委)による条例案の形式を整え、所定の期日までに議長に提出するものとします。

② 政策提言

提言を提言書に取りまとめ、議場以外で市長に手交します。

(8) 政策立案の提案、政策提言書の提出時期

常任委員会の任期内に提案、提出できるよう進めていきます。

なお、政策の実施に予算を伴う場合は、予算編成の都合上、遅くとも政策実施を希望する前年の9月末までに行うよう配慮します。

(9) 政策提言書の作成

提言書には、表題「〇〇〇に関する政策提言書」以下、おおむね次の内容を記載することとします。

- ・ 調査研究テーマ
- ・ 現状と課題
- ・ 提言する政策
- ・ 調査研究の経過

4 政策提言後の取組

提言した政策が、市の施策に反映されているかどうかについて、所管する常任委員会で適宜調査を行います(調査は提言事項全てではなく、委員会内で選定)。

5 常任委員会の任期(2年)内に政策立案等ができなかった場合の対応

次の任期の委員で構成される常任委員会に申し送ることとします。

ただし、この申送りは、次期の常任委員会による政策立案等を義務付けるものではなく、当該申送りを受けた常任委員会の判断に委ねる取扱いとするものです。

【注意】

政策立案等は、課題解決の手法であり、目的ではありません。政策立案等を意識してテーマ設定した場合であっても、調査研究の結果、政策立案等を行わずに完結となるケースも想定されます。

6 取組の公表

政策立案等に係る取組は、ホームページ、議会だよりで公表します。また、議会報告会などにおいてもお知らせに努めることとします。

【常任委員会が政策提言等を行うためのスケジュール例】

月/年	1年目	2年目	3年目	4年目
4月	改選	・全協での意見を踏 まえた調整		・全協での意見を踏 まえた調整
5月	・臨時会で委員決定 ・1年目のテーマ協 議・決定	・必要に応じ議会報 告会にて意見聴取	・臨時会で委員改選 ・議会報告会にて3 年目のテーマ案を収集	・必要に応じ議会報 告会にて意見聴取
6月	・調査研究	・視察準備など	・3年目のテーマ協 議・決定	・1年目の提言等 に対する取組状況確 認(フォローアップ)
7月			・調査研究	
8月	・調査研究 ・視察準備	・9月定例会にて1 年目のテーマ結果を 報告・提案	・調査研究 ・視察準備	・必要に応じ視察準 備 ・9月定例会にて3 年目のテーマ結果を 報告・提案
9月				
10月	・先進地視察(テーマ 中心)	・先進地視察	・先進地視察(テーマ 中心)	・必要に応じ先進地 視察
11月	・議会報告会→テー マに対する市民意見 聴取			・議会モニターとの意 見交換にてこれまで の活動状況を報告
12月				
1月	・議会モニターとの意 見交換→関係団体 の意見聴取	・議会モニターとの意 見交換→次回テー マ案の収集	・議会モニターとの意 見交換→関係団体 の意見聴取	
2月	・取りまとめ～時期を みて全員協議会への 報告	・委員改選に向けた 申し送り事項等整理	・取りまとめ～時期を みて全員協議会への 報告	
3月				

※ 3年目の提言等に対する取組状況確認を行う場合、改選後の6～7月頃を想定。